

## 7. 資料編

### 7.1 安芸市都市計画マスタープラン策定委員会策定経過

時 期	事 項	検 討 内 容
H30年 10月23日	第1回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員委嘱、委員長及び副委員長の選出</li> <li>都市計画マスタープランについて（都市計画マスタープランについて、策定スケジュール、安芸市の現状の概要（現況、関連計画）、現行の都市計画マスタープランの検証の概要）</li> <li>計画策定の方向性（主要課題及び将来都市像の意見交換）</li> <li>市民アンケート、市民ワークショップの実施方針</li> </ul>
H30年 11月9～30日	市民アンケート	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民のまちづくりに対するニーズや意見の把握</li> <li>2,000人（無作為抽出）に対し郵送による配布、回収</li> </ul>
H30年 12月14～17日	第1回市民 ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくりの課題について</li> <li>市内6地域ごとに実施</li> </ul>
H31年 2月6～7日	第2回市民 ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>課題解決方策、安芸市及び地域の将来像について</li> <li>市内6地域ごとに実施</li> </ul>
H31年 2月20日	第2回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>安芸市の現状整理</li> <li>現行都市マスタープランの検証結果</li> <li>市民アンケートの実施結果</li> <li>市民ワークショップの実施結果</li> <li>主要課題及び将来都市像の検討</li> </ul>
H31年 4月16日	都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間報告</li> </ul>
R元年 5月31日	第3回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間報告、策定スケジュール</li> <li>全体構想骨子案の検討</li> </ul>
R元年 7月26日	第4回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体構想案の検討</li> </ul>
R元年 10月8日	第5回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域別構想案の検討</li> <li>実現化方策案の検討</li> <li>市民説明会、パブリックコメント等の実施方針</li> </ul>
R元年 11月12日	市民説明会	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域別構想案</li> </ul>
R元年 12月11日 ～令和2年 1月10日	パブリック コメント等	<ul style="list-style-type: none"> <li>市ホームページ等</li> </ul>
R2年 2月14日	第6回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民説明会、パブリックコメント等の実施結果</li> <li>計画書の最終案の確認</li> </ul>
R2年 2月20日	都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終報告</li> </ul>

## 7.2 安芸市都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿

No.	選出区分	部門	氏名	職	備考
1	学識経験を有する者	有識者	サカモト ジュン 坂本 淳	高知大学理工学部地球環境防災学科 講師	
2		建築	カドワキ タツヤ 門脇 達也	1級建築士	
3	市の区域内の公共的団体又は市民団体の役職員	建設	ヤマモト コウハイ 山本 剛平	(一社)高知県建設業協会 安芸支部	
4		福祉	ヨコタ カズノリ 横田 和典	(福)安芸市社会福祉協議会	
5		農業	オハラ セイジ 尾原 誠治	高知県農業協同組合 安芸地区本部	
6		産業	マツモト タケシ 松本 健	安芸商工会議所	
7		観光	コマツ ミノブ 小松 身伸	(一社)安芸市観光協会	
8	関係行政機関の職員	高知県	アキモト ケンイチ 秋元 建一	土木部都市計画課 課長補佐	
9		副市長	タケハ フミカス 竹部 文一	副市長	
10		市職員	オカダ コトヨ 岡田 琴代	市民課 地域包括支援センター 所長	
11		市職員	クニトウ ミキコ 国藤 美紀子	福祉事務所 所長補佐	
12		市職員	カドタ マサキ 門田 将樹	福祉事務所 障害ふくし係 係長	
13		市職員	オオノ タカシ 大野 崇	企画調整課 課長補佐	H30
14		市職員	ウネ アキトシ 宇根 祥智	企画調整課 企画係 係長	
15		市職員	キタムラ トモミ 北村 朋美	商工観光水産課 商工観光係 係長	
16		市職員	スミダ ジュン 角田 淳	財産管理課 財産係 係長	H30
17		市職員	ヤスタ ユウキ 安田 優希	財産管理課 財産係 係長	H31
18		市職員	コマツ ジン 小松 仁	財産管理課 住宅係 主幹	
19		市職員	コマツ マサヒロ 小松 正浩	危機管理課 危機管理係 係長	
20		市職員	オカムラ タダシ 岡村 忠志	農林課 課長補佐兼農政係 係長	H31
21		市職員	ナカタ ユウスケ 仲田 裕介	上下水道課 下水道係 補佐兼係長	H31

※関係行政機関の職員の役職は、委員委嘱時点の役職

## 7.3 安芸市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

### 安芸市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 18 条の 2 の規定に基づき、本市の都市計画に関する基本的な方針である安芸市都市計画マスタープラン(以下「マスタープラン」という。)の策定にあたり、広く関係者の意見を反映するため、安芸市都市計画マスタープラン策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) マスタープランの策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、マスタープランに関し必要な事項(組織)

第 3 条 策定委員会は、委員 20 名以内をもって組織する。

2 策定委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市の区域内の公共的団体又は市民団体の役職員
- (2) 行政機関の職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱または任命の日から平成 32 年 3 月 20 日までとする。

2 市長は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中であっても、これを解嘱し、又は解任することができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 策定委員会に、委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、第 3 条に規定する委嘱又は任命後に最初に行われる会議については、市長が招集し、前条の委員長及び副委員長が互選されるまでは委員の中から互選により仮議長を選出して議事を進行する。

2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、策定委員会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報償費)

第 7 条 委員には、報償金として日額 4,500 円を支給する。ただし、学識経験者については日額 15,000 円とし、官(行政機関)に属する者については、これを支給しないものとする。

(庶務)

第 8 条 策定委員会の庶務は、都市計画の事務を所掌する課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 22 日から施行する。